

■地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業Q&A

1. 全般について	Q.1	本事業の申請者である「地域コミュニティ」とは何を指しますか。	A.1	コミュニティ放送事業者(放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)別表第5号の第8放送対象地域による基幹放送の区分(4))及びケーブルテレビ事業者(放送法施行規則第2条第5号に規定する「有線テレビジョン放送」(テレビジョン放送による有線一般放送)を行う事業者のうち、地方公共団体の出資割合が20%以上またはそれと同等とみなせるものに限る。)です。
	Q.2	応募申請から交付決定までどの程度期間を要しますか。	A.2	審査委員会を経て、採択通知を行った後、7月下旬以降順次交付申請を受け付けることとなります。交付申請を受け付けから、書類の不備等なければ2週間以内の交付決定を想定しています。
	Q.3	どのような事業が補助対象となりますか。	A.3	「COOL CHOICE」の取組等地球温暖化対策の情報発信及びコンテンツ制作等が対象となります。なお、補助限度額は定額500万円です。 ※二次公募については、補助限度額は定額400万円
	Q.4	事業成果等の公表について予定していますか。	A.4	本事業で実施した事業の成果等については、ホームページなどで公表することがあるため、当機構や環境省から求めがあった場合にはデータの提出等にご協力願います。
	Q.5	事業の翌年度への繰り越しについて認められますか。	A.5	本事業は平成30年2月末日までに事業完了するもののみを対象とします。 繰り越しは認められないのでご注意ください。 ※当該事業に係る全ての支払を2月末日までに完了している必要があります。
	Q.6	波及効果とは具体的にどのような内容となりますか。	A.6	放送エリアにおける視聴数(視聴人口、視聴・聴取率等)やCOOL CHOICE賛同数などをお示しいただきます。
	Q.7	審査の選定は応募順でしょうか。また、補助金の採択基準や評価ポイントはありますか。	A.7	審査は、全ての応募を受理した後に、審査基準に基づき行います。先着順ではありません。
2. 契約について	Q.1	補助金の交付決定前に実施した事業は対象となるか。	A.1	補助金の交付決定後でなければ、補助対象にはなりません。
	Q.2	何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。	A.2	交付規程(案)第8条第五号を参照ください。 ○ 第8条第五号 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2カ月以内である場合はこの限りではない。
	Q.3	応募にあたっての添付資料で見積書が求められていますが、相見積が必要ですか。	A.3	応募時は必須としません。 また、採択後の発注時に相見積資料等を徴収した場合は、証拠書類として事業者にて保管下さい。
	Q.4	委託費と雑役務費の違いは何になりますか。	A.4	委託費は事業者の事業の一部の代行を行うものを指し、委託費用についての詳細な証拠書類が必要です。雑役務費は一定金額内で事業の請負業務を行うものを指します。
3. 補助対象等について	Q.1	普及啓発活動に必要な物品(パソコン、プロジェクター等)の取得は認められますか。	A.1	取得は認められません。当該物品がないと事業の実施が不可能な場合は、当機構に相談してください。
	Q.2	事業実施に際して実行委員会などを立ち上げた場合、その機関に対する負担金は補助対象となりますか。	A.2	負担金については用途が特定できないため補助対象となりません。
	Q.3	制作した番組等でプレゼント企画等を実施した場合、景品等は補助対象となりますか。	A.3	景品や金券等の授与については、補助対象となりません。
	Q.4	販促品(ノベルティ)は補助対象とならないのですか。	A.4	販促品(ノベルティ)については補助対象となりません。(例)クリアファイル、うちわ等。
	Q.5	コンテンツ制作等について、自社単価表を基準にすることが可能ですか。	A.5	利益等排除の対象となりますので、原価を持って補助対象とします。原価を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。
4. その他	Q.1	放送を実施する場合、視聴率(聴取率)等の縛りはありますか。	A.1	視聴率(聴取率)等の縛りは設けていません。
	Q.2	他の補助金又は民間団体からの助成を受けて実施する事業については、補助対象となりますか。	A.2	本事業と他の助成事業との費用区分が明確にできる場合は対象となります。
	Q.3	補助対象経費の下限額はありますか。	A.3	下限は設けていません。
	Q.4	補助金を概算払いでもらうことは可能ですか。	A.4	精算払いが基本となります。
	Q.5	事業のうち、何%以上の外部委託は事業として認められないなど制限はありますか。	A.5	特に制限はありませんが、補助事業者が自主的に取り組みを促す事業である必要があります。
	Q.6	補助金に関する書類はどのぐらい保存する必要がありますか。	A.6	補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧できるよう保存しておく必要があります。